

令和6年11月30日

## 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間

### 2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」について推奨し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する

〈対策〉

令和6年12月～ 制度に関するチラシを作成し、全従業員に周知する

目標2：子の看護休暇の対象となる範囲を小学校3年生までとすることを就業規則等に明記し、利用しやすいようにする。

〈対策〉

令和6年12月～ 就業規則の見直しを行い、全従業員に周知する